

千葉市下田最終処分場
浸出水処理施設建替施設整備・運営事業

落札者決定基準書

令和4年4月

千 葉 市

目 次

1 落札者決定基準の位置付け	1
2 落札者決定の手順	1
(1) 入札参加資格審査	1
(2) 事業提案内容審査	1
(3) 評価値の算出	2
(4) 落札者の決定	3

1 落札者決定基準の位置付け

千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者には、施設の整備、運営に関する専門的な知識やノウハウが求められる。このため、民間事業者の選定にあたっては、価格及びその他の条件（性能、機能、技術等）によって落札者を決定する総合評価落札方式政府調達協定一般競争入札を採用する。

本落札者決定基準は、総合評価落札方式政府調達協定一般競争入札により落札者を決定するため、要求水準書等の内容について応募者から提出された事業提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

2 落札者決定の手順

落札者決定の手順は、図1に示すとおりとする。

総合評価落札方式政府調達協定一般競争入札により落札者を決定するにあたり、千葉市（以下「本市」という。）が設置したPFI事業等審査委員会（以下「審査委員会」という。）において応募者の事業提案の内容を評価・審査し、技術評価点を決定する。決定した技術評価点と入札価格に基づき評価値を算出し、評価値が最も高い事業提案を最優秀提案として選定する。その結果を受けて本市が落札者を決定する。

(1) 入札参加資格審査

応募者から提出された入札参加資格審査申請書等を基に、入札説明書の「Ⅳ 応募者の入札参加資格要件」に規定する事項を満たしていることを確認する。入札参加資格要件を満たしていることが確認された応募者のみ、次段階の事業提案審査に参加できるものとし、入札参加資格要件を満たしていない応募者は失格とする。

なお、入札参加資格審査結果については全応募者に対して通知する。

(2) 事業提案内容審査

ア 基礎審査

事業提案書類に記載された内容が、本落札者決定基準に示す基礎審査項目をすべて満たしていることを確認する。当該要件をいずれも満たしていることを確認した応募者のみ、次段階の非価格要素審査（事業提案書の評価）及び評価値の算出に進むことができるものとする。

基礎審査では、応募者が提出した事業提案書により、次に示す基礎審査項目を満たしているかどうかを本市が確認する。

◆ 提出書類の整合確認

- 必要な書類がそろっているか。
- 書類間の整合が図られているか。

◆ 事業提案書の要求水準確認

- 事業提案書の内容が要求水準を満たしているか。

イ 非価格要素審査（事業提案書の評価）

応募者から提出された事業提案書の内容を評価し、以下に示す評価方法に基づき技術評価点を決定する。なお、非価格要素審査（事業提案書の評価）に当たってヒアリングを実施する。

(ア) 技術評価点

標準点 100 点と各項目で付与された加算点を合算したものを技術評価点とする。

(イ) 審査項目及び加算点の配点

審査項目及び加算点の配点は、「非価格要素審査における審査項目及び配点」に示すとおりとし、加算点は 50 点満点とする。

(ウ) 採点基準及び得点化方法

審査委員会は、提案内容について、別表に示す審査項目ごとに評価に応じて定性評価又は定量評価により得点を付与する。

① 定性評価

定性評価による採点基準及び得点化方法は、表 1 に示す 5 段階評価に基づき、審査項目ごとに各委員の合議により、加算点の得点を付与する。

表 1 審査項目の採点基準及び加算点の得点化方法（定性評価）

評価	採点基準	得点化方法
A	当該評価項目において特に優れている	(配点× 1)
B	A と C の中間程度	(配点× 0.75)
C	当該評価項目において優れている	(配点× 0.5)
D	C と E の中間程度	(配点× 0.25)
E	要求水準を満たす程度	(配点× 0)

② 定量評価

提案数値をもとに、別表の評価基準に示した評価方法によって、加算点の得点を付与する。

(3) 評価値の算出

入札価格は予定価格の範囲内にあることとし、予定価格を超える入札は失格とする。

各応募者の評価値を以下に示す計算方法に基づき算出する。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}(= \text{標準点: 100 点} + \text{加算点: 50 点}) \times 1,000,000,000}{\text{入札価格 (消費税及び地方消費税を除く)}}$$

(小数点第 4 位以下切捨て)

(4) 落札者の決定

評価値が最も高い事業提案を最優秀提案として選定する。

評価値が同数の者が複数いるときは、くじ引きにより最優秀提案を選定する。

審査委員会における評価・審査の結果に基づいて、本市が落札者を決定する。

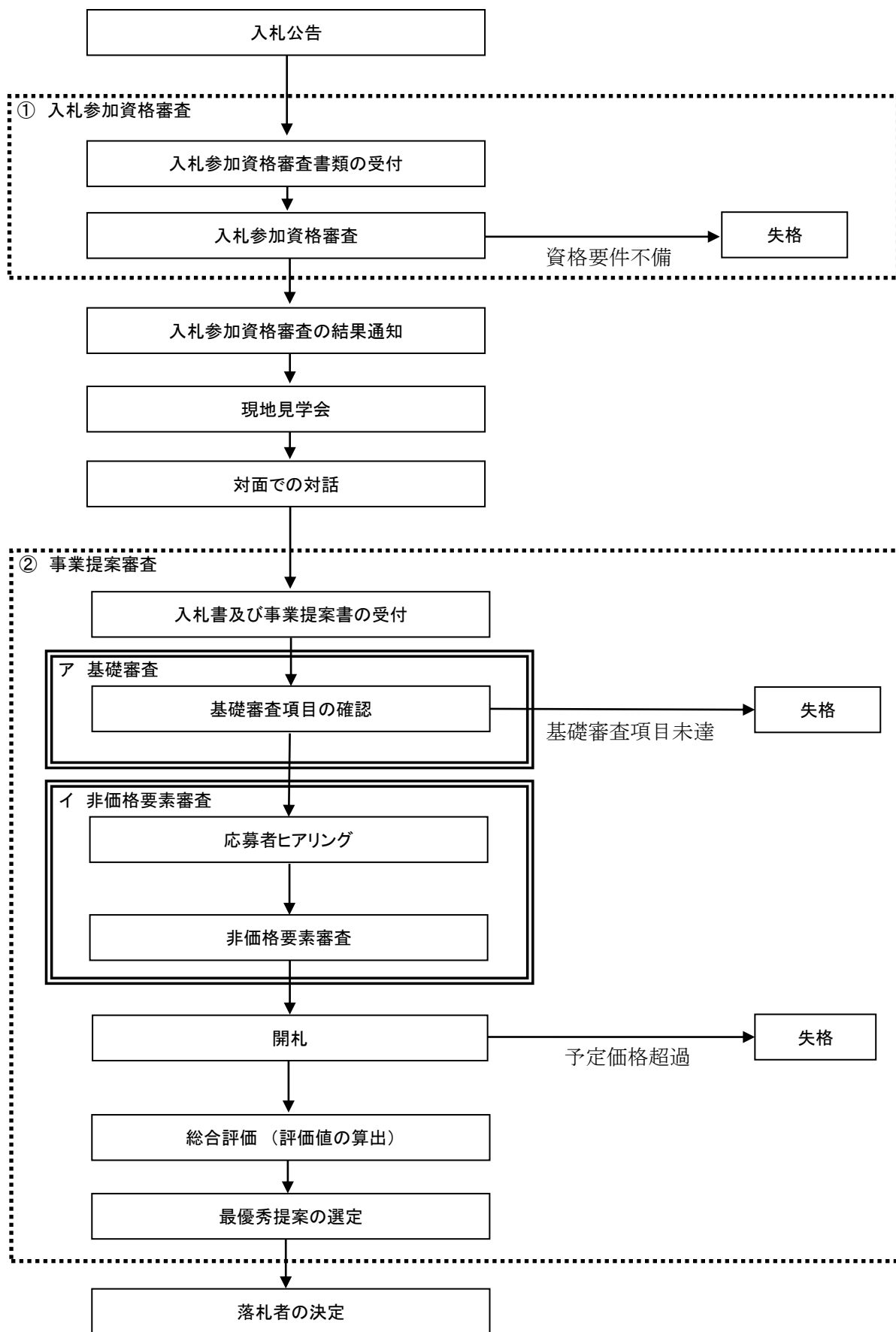


図 1 落札者決定の手順

別表 非価格要素審査における審査項目及び配点 (1/2)

審査項目	評価内容	評価基準	配点	様式番号 (枚数)
(1) 安定的に浸出水処理が行え、安全・安心な施設及び運営			25 点	
ア. プラントの信頼性、耐久性及び施設の長寿命化計画	施設の信頼性、耐久性に対する考え方の説明及び提案を求め、その妥当性及び有効性について評価する。 また、約 30 年間を見通した施設整備の考え方及び運営維持管理期間における施設整備計画の提案を求め、その妥当性及び有効性について評価する。	下記を基準とした有効提案の数・程度により定性評価する。 ◆ 施設の信頼性・耐久性（構造面、システム面等）に関する対策・工夫 ◆ 運営維持管理の信頼性（運転方法、管理体制等）に関する対策・工夫 ◆ 長寿命化のための設計・建設業務における対策・工夫 ◆ 長寿命化のための運営維持管理業務（保全計画の実行方法等）における対策・工夫	6 点	様式 8-1 (A4 版 3 頁以内)
イ. 水量・水質変動への対応	水量の変動、水質の変動への対応（埋立処分地及び浸出水処理施設、廃止対応を含む）について、施設計画及び運営維持管理計画の提案を求め、その妥当性及び有効性について評価する。	下記を基準とした有効提案の数・程度により定性評価する。 ◆ 水量の変動（日・季節・緊急時）に関する対策・工夫 ◆ 水質の変動（日・季節・緊急時）に関する対策・工夫 ◆ 最終処分場の廃止（水質低下等）に向けた対策・工夫	6 点	様式 8-2 (A4 版 2 頁以内)
ウ. 災害・停電時にも確実に運転再開できる施設・管理体制	災害・停電発生時の対応、発生後の運転再開時の対応について、具体的な考え方を求め、その妥当性及び有効性について評価する。	下記を基準とした有効提案の数・程度により定性評価する。 ◆ 災害対応（発生時及び運転再開時）の対策・工夫 ◆ 停電時対応（発生時及び運転再開時）の対策・工夫	4 点	様式 8-3 (A4 版 2 頁以内)
エ. 運営開始に向けた、適切な工事工程管理計画	施設稼働に向けた工事工程管理計画の提案を求め、その妥当性及び有効性について評価する。	下記を基準とした有効提案の数・程度により定性評価する。 ◆ 品質及び安全性を確保した上で、建設工事を工期内に確実に竣工させるための対策・工夫 ◆ 品質及び安全性を確保した上で、運営維持管理業務を確実に開始するための対策・工夫	3 点	様式 8-4 (A4 版 1 頁以内)
オ. 既存施設からの切り換え計画（時期、方法等）	既存施設からの切り替え計画の具体について提案を求め、妥当性及び有効性について評価する。	下記を基準とした有効提案の数・程度により定性評価する。 ◆ 既存施設からの切り替え方法（方法、時期、浸出水処理の継続にあたっての留意事項）に関する対策・工夫	3 点	様式 8-5 (A4 版 1 頁以内)
カ. 事業終了後の引継ぎ計画	15 年 3 か月間の運営維持管理実績を踏まえた次期計画の提案や、次期事業者等への引き継ぎ計画について提案を求め、その妥当性及び有効性について評価する。	下記を基準とした有効提案の数・程度により定性評価する。 ◆ 次期事業者への運営維持管理業務の引き継ぎにあたり、事業を通じて蓄積された下田最終処分場及び本施設の特性等を伝承するための次期計画提案及び引き継ぎ計画提案における対策・工夫 ◆ 上記以外の引き継ぎにおける対策・工夫	3 点	様式 8-6 (A4 版 1 頁以内)

別表 非価格要素審査における審査項目及び配点 (2/2)

審査項目		評価内容	評価基準	配点	様式番号 (枚数)
(2) 循環型・脱炭素社会に寄与する環境に配慮した施設及び運営				10 点	
	ア. 省エネ設備及び再生可能エネルギー等の導入設備の導入	省エネ設備導入及び再生可能エネルギー等導入設備について提案を求め、その妥当性及び有効性について評価する。	下記を基準とした有効提案の数・程度により定性評価する。 ◆ 省エネ設備及びシステムの導入 ◆ 再生可能エネルギー等設備に対する積極的な導入	5 点	様式 8-7 (A4 版 1 頁以内)
	イ. 再生可能エネルギー電力の購入利用割合	再生可能エネルギー電力の購入利用について提案を求め、再エネ購入利用割合の数値目標について評価する。	下記の基準により定量評価する。 ◆ 施設の購入電力に対する再エネ購入利用割合 (再エネ電力の購入、再エネ電力証書の購入などの割合) の数値目標 【定量評価による得点化方法】 評価点 = 配点 (右記) × 購入利用割合 (%) ※評価点は、小数第 3 位以下切り捨てとする。	5 点	様式 8-8 (A4 版 1 頁以内)
(3) 廃止に向けた早期安定化				5 点	
	ア. 最終処分場の早期安定化を図るための対策	埋立処分地の早期安定化方策について提案を求め、その妥当性及び有効性について評価する。	下記を基準とした有効提案の数・程度により定性評価する。 ◆ 埋立処分地の早期安定化に関する対策・工夫	5 点	様式 8-9 (A4 版 2 頁以内)
(4) 事業計画の実現性・安定性				10 点	
	ア. セルフモニタリングの実施体制、実施方法	セルフモニタリングの考え方、その実施体制及び実施方法、頻度等について提案を求め、その妥当性及び有効性について評価する。	下記を基準とした有効提案の数・程度により定性評価する。 ◆ セルフモニタリングの実施方針、頻度、実施体制 (役割)、効果的なセルフモニタリングの実施に関する対策・工夫 ◆ その他モニタリング実施に関する対策・工夫	4 点	様式 8-10 (A4 版 1 頁以内)
	イ. 財務の健全性及び安定性の確保	本事業に関する資金調達計画及び特別目的会社の長期収支計画における財務の安定性・健全性確保等を評価する。	下記を基準とした有効提案の数・程度により定性評価する。 ◆ 適切な S P C の長期収支計画 (利益確保の考え方、不測の資金需要への備え等を含む) の策定に関する対策・工夫 ◆ S P C の財務の健全性・安定性を確保するための資金管理 (資金計画、資金不足時の対応策等) に関する対策・工夫 ◆ S P C の不測の事態に備えた資金確保 (資本金、配当又は内部留保の考え方等) に関する対策・工夫	3 点	様式 8-11 (A4 版 1 頁以内)
	ウ. 適切なリスク管理 (不測の事態が生じた場合の対応、有事の際の対応等)	リスク管理方法 (不測の事態が生じた場合の対応方法、有事の際の対応方策 (バックアップ体制、保険等)) について提案を求め、その妥当性及び有効性について評価する。	下記を基準とした有効提案の数・程度により定性評価する。 ◆ 本事業の特性を踏まえた、リスクの抽出とリスク管理の考え方、その対応方法に関する対策・工夫 ◆ 運営維持管理継続のための体制確保 (事業継続計画、バックアップ体制の確保等) に関する対策・工夫 ◆ リスクに対する追加的な保険の加入 (十分な賠償額確保及び付保設計等) に関する対策・工夫	3 点	様式 8-12 (A4 版 1 頁以内) 様式 8-12 別紙①, ②
合計				50 点	